

国内産いも・でん粉政策の転換

全国農業協同組合連合会 園芸農産部 次長 中川 誠治

国内産いも・でん粉に係わる諸施策は、平成19年度に大きな転換点を迎えた。

本稿では、国内産いも・でん粉施策の変遷を振り返り、今後のJAグループのいも・でん粉事業の取組み方向に言及してみたい。

1. でん粉に係わる制度とその変遷

(1) でん粉流通に係わる制度

平成19年産10月以降の国内産甘しょ・馬鈴しょでん粉の販売については、抱合せ販売制度から調整金制度に移行した。新たなでん粉制度の基本的な枠組みは、以下のとおり。

ア) 糖価調整法等を改正して、コーンスターチ用とうもろこし及び糖化用外国産でん粉から調整金を徴収する仕組みを導入し、国際規律の強化に対応し得る透明性の高い制度へ移行した。

イ) 最低生産者価格を廃止し、市場の需給事情を反映した取引価格が形成される制度に移行することにより、需要に応じた生産を促進した。

ウ) コーンスターチ用とうもろこし、糖化用・加工用外国産でん粉等の関税割当制度を維持し、国内産いもでん粉需要の安定を確保した。

(2) 制度の変遷

・昭和43年4月

とうもろこしの関税割当制度に基づく国内産でん粉との抱合せ販売制度を開始

・昭和45年10月

専業糖化業者対策として、輸入割当無税外国産でん粉の国内産でん粉との抱合せ販売開始

・昭和51年4月

糖化用以外の一般用コーンスターチにも抱合せ販売開始

・平成7年4月

抱合せ免除枠を設定

・関税割当制度は平成6年度まで輸入割当制度（IQ）、7年度からUR農業合意に基づき関税化し、関税割当制度（TQ）に移行

2. 制度転換に当たってのJAグループのスタンス

平成19年のでん粉制度転換に当たってJAグループでは、いも作農家の手取り及び国内産いもでん粉の安定販路の確保を関係各方面に要請した。

制度転換から1年半を経過したが、新制度運用については今のところ、行政・需要業界等の協力により概ね想定どおり進んでいる。

3. 国内産いも・でん粉の地域での位置づけ

(1) 甘しょ（鹿児島県）

いも作農家の減少・高齢化、焼酎原料仕向け量の増加等によりでん粉工場の操業度が低下し、コスト増嵩を招く状態を繰返しているが、火山灰土壌で台風常襲の気象条件から今後も地域経済において一定規模のでん粉産業の存続が不可欠である。

(2) 馬鈴しょ（北海道）

近年、全国の春植え馬鈴しょの収穫量は約260万tであり、その約8割・200万tが北海道、またその半分がでん粉原料に仕向けられている。

北海道の畑作農業においては、麦類・豆類・てん菜及び馬鈴しょによる輪作体系が確立されており、毎年作付け指標面積による適正生産を誘導しているが、近年、作業性や生産コスト・収益性等の比較により、品目のアンバランスが発生している。最近の馬鈴しょの作付け指標面積達成率は9割程度に止まっており、今後も同様の傾向が続くと輪作体系維持に問題が出ることも懸念される。

この面から、北海道におけるでん粉の製造・販売規模維持は今後とも重要な課題である。

4. JAグループのでん粉事業取組みの方向

鹿児島県においては、地域経済における重要作物である甘しょの受入れ先として合理的なでん粉工場配置が肝要であり、本年9月には最新鋭の設備を備えた大隅半島全域を集荷エリアとするJA鹿児島きもつき西南でん粉工場が操業を開始する。

全農は、菓子・水産練製品・春雨等食品原料原料として品質、安心・安全等を評価される甘しょでん粉を安定的に販売していくことで、地域の甘しょ作の活性化を図りたいと考えている。

北海道においては、でん粉工場の整備も概ね終えており、現行の工場体制で生産される馬鈴しょでん粉をより品質評価の高い分野に安定的に販売することで北海道畑作農業における輪作体系を維持し、農家経営の安定の一助となることが当面の全農の責務と認識している。